

## 北朝の下層身分をめぐって

越智, 重明  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24530>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 8, pp.1-19, 1980-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 北朝の下層身分をめぐつて

越 智 重 明

### はしがき

北魏時代、漢人を中心にしていうとその政治的社会的身分は上から士人、(庶民のうちの)下級官人たるべき職人、(本来官人たることは無関係の)白民、白民の下の雑戸などの順序となる。(制度上の奴婢を除く。)(とくに孝文帝以後の)天子の支配権力は二面性をもっていて、一方では右の秩序を守ろうとしている。北魏の貴族制はその局面において存在意義を有する。(その貴族制は漢人士人のうちの上層士人を中心とするものであるが、人的にはそれらと天子とを政治的支配者とし、彼らが彼らよりも下位のものささえをえているという政治理念をもつ。本来武人的性格をもつ北人支配者層は、右の貴族制に十分には入りきれなかった。)天子の支配権力は他方、雑戸など以上を同質的に把握しようとする動きをもっている。当時の基本的な身分秩序としての良賤制において雑戸など以上を良(、制度上の奴婢を賤)としているのはそれを示している。この良賤制の萌芽は三国時代にあり、そこでは人的関係における一種の封建制への傾斜のなかに良賤制が出現したと思われるが、のちそうした封建制への傾斜といったことが(それに対応すべき土地制度が出現しなかったことなどもからんで)否定され、そうした意味で帝権の「再生」が現われると、良賤制は北魏の場合、雑戸など以上を良そのものとして把握しようという局面において機能することになる。北魏の天子が九品官に就く官人を、士人、職人の別なく官人そのものとして均質的存在であるという理解を示しているのもその線に沿って考えるべきである。北魏末ごろまでに一部の白民、雑戸などが官人たる資格をえたのは(そこに彼ら自体の「実力」が物をいうといったことがあるにしても、)右と決して無関係ではなからう。

北周は主として後者の動きを受け継いでそれを発展させ、北斉は主として前者の動きを受け継いでいる。<sup>1</sup>

本稿は以上のような視点をもって、第、出身、雑戸などについての私見を述べ、あわせて北周の建徳六年の詔に見える部曲

北朝の下層身分をめぐつて

北朝の下層身分をめぐって

客女が良なるべきを述べる。

## 第一節 第、出身について

北魏の孝文帝は氏族詳定を行ったが、唐書（卷百九十九）柳沖伝に、氏族詳定について、

郡姓者、以中国士人、差第闊閥、為之制。凡三世有三公者曰膏梁。有令僕者曰華腴。尚書領護而上者為甲姓。九卿若方伯為乙姓。散騎常侍大中大夫者為丙姓。吏部正員郎為丁姓。凡得入者、謂之四姓。又詔、代人諸胃、初無族姓。其穆陸奚于、下吏部、勿充狼官。得視四姓。

とある。宮崎市定氏は膏梁、華腴を甲姓中の別格としておられる。宮崎氏は氏族詳定を選挙に役立て起家の官を定めるためのものであった。漢人の四姓、北人の氏族はその門地によって起家することができた。その権利若くは資格を姓第あるいは単に第と称した。としておられる。氏族詳定が貴族層の起家のためのものであり、それを姓第と関連づけて考えるべきはまさに宮崎氏の説かれる通りであろう。<sup>②</sup> 本節はその第とそれに関連して出てくる出身をとりあげる。

魏書（卷一百十）食貨志に

莊帝初、承喪乱之後、倉廩虚罄。遂班入粟之制。輸粟八千石、賞散侯、六千石、散伯、四千石、散子、三千石、散男、職人輸七百石、賞一大階、授以美官、白民輸五百石、聽依第出身、一千石、加一大階。無第者、輸五百石、聽正九品出身、一千石、加一大階。

とある。これは入粟による政治身分附与に關したことを士人、職人、白民、無第者の順序で述べたものである。職人についてはすでに別稿で論じた。<sup>③</sup> それは社会身分が庶民||小人であるけれども流外の四品等の官と九品官中の三品等の官との合計七品等の官に就きえるものである。

さて、魏書（卷百十）刑罰志に、職人以下奴婢まで全体を対象とするものとして、

（前略）尚書三公郎崔纂執曰、伏見旨、募若獲劉輝者、職人賞二階、白民聽出身、進一階、厮役免役、奴婢為良。（下略）とある。この厮役はのちに述べるような戸籍が官司にだけあって官の必要とする諸々の役務に永く服する義務を負っている

ものの総合的名称とされよう。また、この記事を見ると、厮役以上が良であったということになる。<sup>④</sup>

ところで、食貸志の記事にあっては、白民と無第者とが別記されている。同じく五百石を輸しても前者は第による出身が聴され、後者はただ出身だけが聴される。そこには身分上の違いがあることになる。ここで魏書(卷十一)前廢帝紀普泰元年三月の条を見ると、

己卯、詔、右衛將軍賀拔勝并尚書一人、募伎作及雜戸從征者、正入出身、皆授実官、私馬者一大階。

とある。この伎作、雜戸については第二節で述べるが、要するに右の厮役に入るものである。これはそうしたものも亦現実に私馬をもつことが可能であったこと及びそれが從軍の際出身という資格を与えられたことのあるのを示している。いま問題としている後者は必ずやこれのことであろう。(以下、そうした身分のものを「厮役」として示すこととする。)

このように見てくると、官人たるべき士人と職人とは本然的に第と出身との資格をもっていたことになろう。(ただし、現に九品官の下の流外にある職人は出身をもっていなかったと考えられる。この点はあとで述べる。)

ここで魏書(卷十)孝莊帝紀建義元年六月の条を見ると、

己酉、詔、諸有私馬仗、從戎者、職人優而大階、亦授実官。白民出身外、優而階、亦授実官。若武芸超倫者、雖無私馬、亦

依前条。雖不超倫、但射槩翹関一芸、而胆略有施者、依第出身外、特優一大階、授実官。若無姓第者、從八品出身、階依前、

加特授実官。

とある。(A)に職人と白民とが見えるが、(B)における「武芸超倫」のものは一見この職人と白民との両者についていっているとされようである。しかし、(C)に「依第出身外」とある。本来(九品官の)職人が第出身たりえるものであることを考えると、この(C)は白民についていっているとすべきである。これは遡って(B)を白民のものと規制することになる。ところで、そうしたものを(D)とあわせ見の際、さきに食貸志について考えたところから(D)は「厮役」のことなるべきが察せられよう。(D)の從八品は蓋し九品官中の最下位である從九品の誤りとすべきであろう。)なお、(A)では白民は出身を与えられるだけであるが、(B)、(C)では白民も亦出身だけでなく(特例的に)第による出身を与えられることになる。この相違は(B)、(C)の方が(A)の白民の場合よりも優れたものを対象とすることを考えるとむしろ当然であるとされよう。

ところで、第は一樣でなく姓族によって相異なる。第が違えばその出身にも自ら違いが生ずる筈である。ここで通典(卷十

北朝の下層身分をめぐって

六) 選挙四雜論上を見ると、

孝明帝時、清河王懌以、官人失序。上表曰、孝文帝制、出身之人、本以門品高下、有恒。若準資蔭。自公卿令僕之子、甲乙丙丁之族、上則散騎祕著、下逮御史長兼、皆条例昭然。文無虧没。自此或身非三事之子、解褐公府正佐、地非甲乙之類、而得上宰行僚。自茲以降、亦多乖舛。且參軍事、專非出身之職。今必積褐而居。秘著本為起家之官。今或遷轉以至。斯皆仰失先準、有違明令。：此雖官人之失、相循已久、然推其弥漫、抑亦有由。何者、信一人之明、当九流之広、必令該鑑氏族、弁照人倫、才識有限、固難審悉。所以州置中正之官。清定門胄、品藻高卑。：故自置中正以來、暨於太和之日、莫不高擬其人、妙尽茲選。皆須名位重於鄉國、才德允於具瞻、然後可以裁州郡、綜覈人物。今之所置、多非其人。乞明為敕制、使官人選才、備依先旨、無令能否乖方、違才易務。并革選中正、一依前軌。庶清源有帰、流序允穆。靈太后詔依表施行。而終不能用。とある。この上表は出身がいわゆる起家の官のことなるべきを物語っている。この散騎以下に就いては宮崎氏の考察があるが、何れも九品官である。従って出身は九品官ということになるが、そこには自ら上下がある。魏書(巻八)世宗紀永平二年十二月の条に、

詔曰、五等諸侯、比無選式。其同姓者出身、公正六下、侯從六上、伯從六下、子正七上、男正七下。異族出身、公從七上、侯從七下、伯正八上、子正八下、男從八上。清脩出身、公從八下、侯正九上、伯正九下、子從九上、男從九下。可依此敘之。とある。清脩は宮崎氏によれば、漢人の名門のことである。<sup>5)</sup>五等諸侯は姓族詳定の際の基準となっていないようであるが、何れにしても右は五等諸侯としての士人の出身が從九品下より上であり、かつ内部的に上下のあったのが示されているとされよう。また、北齊書(巻四十四)の「序」に、北齊の制として、諸郡の學校について、

其博士助教及遊學之徒、通經者、推擇充舉、射策十條、通八以上、聽九品出身。其尤異者、亦蒙抽擢。凡是經學諸生、多出自魏末大儒徐遵明門下。

とあるが、これは北齊においても出身が九品官に起家するものであることを示している。

なお、前引の通典の記事に窺えるように、軍職は(第、)出身をもたなくても就きえた。従って本稿で述べるのは一応文職に關するものに限られることになる。

また、魏書(巻六十四)張彝伝に、

肅宗初、侍中崔光表曰、彝及李韶、朝列之中、唯此二人出身官次、本在臣右。器能幹世、又並為多。近来參差、使成替。(下略)

とある。張彝は氏族詳定より前に散令に出身している。また、崔光は太和六年中書博士に出身しており、李韶は延興中に書學生に補され儀曹令に出身している。これらも氏族詳定よりまえである。氏族詳定より前にあっても当然家格に応じて出身の具体的内容が異っていたことであろう。

ちなみに、魏書(卷十一)前廢帝紀普泰元年二月の条に、

詔曰：内外文武、普汎四階。合敍、未定第者、亦沾級。除名免官者、特復本資品、封依旧。

とある。ここに見える敍は官位を与えることである。この「合敍、未定第者」は、いままで見てきたところをあわせ考えると、士人であるにしてもその家格が明確に定まらず、それだけに第が定まっていけないものこととされよう。

さて、さきに述べたように職人は流外に起家する。それだけに彼らが九品官としての出身をもつのは彼らが九品官に就いたときということになる。ここで魏書(卷七十六)盧同伝を見ると、

同又奏曰、…立格酬敍、以三年為斷。其職人及出身限内、悉令銓除実官及外号、随才加授。(下略)

とあるが、これは職人がその官序を進み出身となりえるのを自ら示している。この際の出身は流外に就いていたものが昇進して九品官に就くことを意味するが、それなりに一種の資格となろう。

## 第二節 北魏の「廝役」と雑戸との関係及びその通婚

雑戸の語は五胡のころから存在するが、はじめ雑多な種族、部族、夷類などの意味で使用されていた。浜口重国氏はそうしたことを論じたあと、その後北魏では工商などの雑姓の戸を雑戸といい、それとは別に廝役の戸・百雑の戸などとよばれるものがいたが、北魏の分裂後、後者が雑戸とよばれるようになった、としておられる。<sup>⑥</sup>この雑役は官の雑役のことであろう。一方、掘敏一氏は工商を雑戸といったことに反対のように受けとれる。<sup>⑦</sup>本節は両氏とはやや異った観点から北魏の(最初のものを除く)雑戸をとりあげるが、結論を先に述べておくと、工商を雑戸といったことはないと思われる。また、その雑戸

北朝の下層身分をめぐって

は官司に籍のあるものうち、百工伎巧（金銀細工などをする工人）、樂戸などは別の（さして特殊技術ではない）雑役を主として負担する戸と考えられる。ということになる。

まず雑役についてであるが、魏書（卷六十二）李彪伝に、太和十二年の李彪の上表をのせているが、そのなかに、  
又別立農官、取州郡戸十分之一、以為屯民、相水陸之宜、料頃畝之數、以贖贖雜物余財、市牛科給、令其肆力。一夫之田、  
歲責六十斛、蠲其正課并征戍雜役。

とある。この正課は租調のこととすべきであろう。ここに「征戍雜役」が見えるが、その征戍は軍役が基本となる役、雑役はそれに対する難なる役となる。軍役が基本となる役は、北朝の丁兵制における年間二箇月の役、その後身の年間四十五日の役、さらにその後身の年間一箇月の役として存在する。隋初になるとそれは年間二十日の役となる。隋唐時代この年間二十日の役に出ないものは代りに庸を納めた。唐時代この年間二十日の役を歳役あるいは正役といっている（唐令賦役令）が、その正はまさに雑に対するものである。思うに、雑役の戸は専ら雑役のことにあたる戸ということであろう。

ところで、周書（卷六）武帝紀下建德六年八月の条に、

詔曰、以刑止刑、世輕世重。罪不及嗣、皆有定科。雜役之徒、獨異常憲、一從罪配、百世不免、罰既無窮、刑何以措。道有沿革、宜從寬典。凡諸雜戸、悉放為民、配雜之科、囚之永削。

とある。これは北周が北斉を平定した直後のものである。ここでは雑役の徒の戸を雑戸といっている。浜口氏は西魏、北周では雑役に必要な戸が欠乏したため、犯罪縁坐のあるものを雑役の戸に充当した。それが右の詔の雑役の徒であるとしておられるが、その通りである。これは犯罪縁坐のものが雑戸とされて以後のことを示しているものであるが、雑戸が雑役の戸であるという点はそれ以前からと考えて差支えなからう。（本稿の「厮役」は、とくに断らない限り犯罪縁坐者を除く。）

さて、北史（卷五）魏本紀文帝紀大統五年二月の条に、  
免妓樂雜役之徒、皆從編戸。

とあり、北斉書（卷四）文宣帝紀天保二年九月の条に、

壬申、詔、免諸伎作屯牧雜色役隸之徒、為白戸。

とあり、北斉書（卷八）後主紀天統三年九月の条に、

己酉、太上皇帝詔、諸寺署所縮雜保戸姓高者、天保之初、雖有優赦、權假力用未免者、今可悉蠲雜戸、任屬郡県、一准平人。<sup>(役?)</sup>  
とある。天統三年九月己酉の詔は、官司の雜役の戸が雜戸といわれたのを示している。大統五年二月の記事と天保二年九月壬申の詔とについていうと、前者の雜役之徒は後者の雜色役隸之徒にあたるべきである。後者に屯牧が見えるが、魏書(卷十)孝莊帝紀建義元年六月の条に、爾朱氏(のちの北周の天子の系統)のたてた孝莊帝の詔を記し、

詔、直寢紀業持節募新免牧戸、有投名効力者、授九品官。

とある。ここに新たに白民とした牧戸を募り、それに応じたものに九品官を授ける、とすることが示されている。もともと牧戸の牧は屯牧(之徒)の牧にあたる。後者は雜役の戸などを改めて白戸としたのを示しているものであり、前者も亦雜役の戸などを改めて編戸したのを示しているのとされよう。この白戸と編戸とは自ら合致しよう。第一節で見た魏書刑罰志の「厮役」はこうした雜役の戸<sup>(10)</sup>雜戸などを指しているに相異ない。ここで魏書(卷十一)前廢帝紀普泰元年二月の条を見ると、  
詔曰、百雜之戸、貸賜民名、官任仍旧。

とある。この詔は、爾朱氏が前廢帝を擁立したとき、人々の歛心を買おうとして出したものである。この百雜之戸は右に見た雜戸のこととすべきであるが、旧來彼らに民名が無かったというのは、浜口氏が考えられたようにその籍が官司にだけあったのを示しているとされよう。

ここで雜戸に工商百工伎巧の類が入っていないことを見てみよう。魏書(卷七上)孝文帝紀建興二年四月の条に、  
庚子、詔、工商雜伎、尽聽赴農。

とある。この雜伎は雜戸と百工伎巧のことと考えられる。これは雜戸が太和より以前(四民のうちの)工商や百工伎巧と(農業に従事するものでないという点で)同質的一面をもつと同時に、それとは別の存在であったのを示している。また、魏書(卷八)宣武帝紀永平元年九月の条に、

辛丑、詔、赦冀州民雜工役為元愉所誣誤者。其能斬獲逆党、別加優賞。

とある。この「民雜工役」は「民雜工伎」の誤りで、具体的に四民(士農工商)と雜戸と百工伎巧(の戸)とのこととすべきである。これを雜戸が引続き工商百工伎巧とは別の存在であったのを示している。さて、西魏、北周系統にあつては、北史魏本紀文帝紀大統五年二月の条に、前引のように、

免伎樂雜役之徒、皆從編戸。



北朝の下層身分をめぐって

とあり、東魏、北齊系統にあつては、北齊書文宣紀天保二年九月の条に、前引のように、

壬申、詔、免諸伎作屯牧雜色役隸之徒、為白戸。

とあり、北齊書後主紀天統三年九月の条に、前引のように、

己酉、太上皇帝詔、諸寺署所縮雜保戸姓高者、天保之初、雖有優赦、權假力用未免者、今可悉蠲雜戸、任屬郡県、一准平人。

とある。これらは、旧来の妓樂、雜役、伎作<sup>(役?)</sup>百工伎巧、屯牧の徒の解放に關するものであるが、これらから雜戸と妓樂戸(樂戸)、百工伎巧の戸、屯牧戸と同じく官司に籍があつたにしても別のものであつたのが知られる。また、春秋左氏伝襄

公二十三年の条の唐の賈公彥の疏に、「正義曰」として、

近世魏律、緣坐配沒為工樂雜戸者、皆用赤紙為籍。其卷以鈔為軸。

とある。さきに見たところをあわせ考えると、これは北魏の分裂よりあと、犯罪緣坐者が工戸(百工伎巧の戸)、樂戸、雜戸とされたのを窺わせるものとされよう。<sup>(1)</sup> こうしたことは、太和以前から雜戸に百工伎巧(の戸)が入っていないのを自ら物語っている。

ちなみに、北齊書(卷八)幼主紀に、

任陸令普和士開<sup>(マ)</sup>等、宰制天下。諸宮奴婢闖人商人胡戸雜戸歌舞人見鬼人、濫得富貴者、將万數。(下略)

とある。ここに見える奴婢以下のいやしいものなかに、雜戸とならんで商人、歌舞人がいるのは、一応当時にあつても雜戸と商人とが別の存在であり、かつそれらが樂戸とは別の存在であつたのを示唆しているとされるであらう。

ここで「厮役」の解放について見ておこう。東魏、北齊系統の場合、天保の初めに、諸寺にある高姓の雜戸を解放したが現実には解放されなかつたものがいた。天保二年には官の雜戸を含む「厮役」(のかんりの部分)を解放した。天統三年には諸寺に残っていた高姓の雜戸をすべて解放した、といったことがわかる。しかし、北齊書後主紀武平七年二月の条に、

辛酉、括雜戸女、年二十已下十四已上未嫁、悉集省。隱匿者、家長処死刑。

とあるのを見ると、武平七年現在で民間の雜戸は残っていた。ということにならう。以後も民間の雜戸の解放令は見当らない。西魏、北周系統の雜戸の全面的解放は、建徳六年、北周の北齊討滅後のことである。さきに見た周書武帝紀建徳六年八月の条の詔は、犯罪緣坐によって新たに雜戸とされたものだけを對象とするけれども、のちに見える隋書刑法志の記事によると、建

徳六年の解放はそれに止まらず、残っている限りの旧来の官の雑戸、民間の雑戸をも含んでいると考えられる。それはもちろん旧齊の地をも対象とする。なお、民間の雑戸とは、主家の戸籍に注され、恐らくは農耕を除く雑多な役をつとめるべきものである。北朝の史料に廝役とあるもの、本稿で官の雑戸としてとりあげたものにこうした雑戸を含む場合があるかも知れないが、もしそうであつてもそれは本稿の論旨を妨げるものではない。

なお、洛陽伽藍記卷二に、

孝義里東市北殖貸里。里有太常民劉胡兄弟四人。以屠為業。（下略）

とある。これは太常に属する楽戸の類のものが日常は屠殺を業としていたのを示している。

ところで、浜口氏は、

魏書<sup>卷四</sup>世祖紀、太平真君五年春正月戊申<sup>四四</sup>の条に、

詔曰、愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏讖記陰陽凶緯方伎之書、又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽、非所以壹齊政化、布淳徳於天下也、自王公已下。至於庶人、有私養沙門・師巫及金銀工巧之人在其家者。皆遣詣官曹、不得容匿、限今年二月十五日、過期不出、師巫。沙門身死、王人門誅、明相宣告、或使聞知、

とある。なお同月庚戌の条に「詔曰、自頃以來、軍国多事、未宣文教、非所以整肅風俗、示軌則於天下也、今制、自王公已下至於卿士、其子息皆詣太学、其百工伎巧。騶卒子息、當習其父兄所業、不聽私立学校、違者師身死、主人門誅」とある。また同書<sup>卷五</sup>高宗紀、和平四年十有二月辛丑<sup>四六</sup>の条に「詔曰、各位不同、礼亦異数、所以殊等級示軌儀、今喪葬嫁娶、大礼未備、貴勢、豪富、越度奢靡、非所謂式昭典憲者也、有司可為之条格、使貴賤有章上下咸序、著之于令」とあつて、壬寅の条に、

詔曰、夫婚姻者人道之始、是以礼之重者、莫過於斯、尊卑高下、宜令區別、然中代以來、貴族之門、多不率法、或貪利財賄、或因縁私好、在於苟合、無所選抑、令貴賤不分、巨細同貫、塵穢清化、虧損人倫、將何以宣示典謨、垂之來裔、今制、皇族師傳王公侯伯、及士・民之家、不得与百工伎巧卑姓為婚、犯者加罪、

とあり、同書<sup>卷七</sup>高祖紀上、太和元年八月丙子<sup>四七</sup>の条に、

詔曰、工商早隸、各有厥分、而有司縱濫、或染清流、自今戸内有工役者、推上本部承已下、準次而授、若階藉元勳以勞

北朝の下層身分をめぐつて

北朝の下層身分をめぐって

定国者、不從此制、

とあり、同じく太和二年五月四七八年の条に、

詔曰、婚媾過礼、則嫁娶有失時之弊、厚葬送終、則生者有糜費之苦、聖王知其如此、故申之以礼數、約之以法禁、陋者民漸奢尚婚葬越軌、致貧富相高、貴賤無別、又皇族者貴戚及士民之家、不惟氏族高下、与非類婚偶、先帝親發明詔、為之科禁、而百姓習常仍不肅改、朕今憲章旧典祇案先制、著之律令、永為定準、犯者以違制論、

とある。

右掲の諸詔書によると、世祖の太平真君年間から高祖の太和初期にかけて、王公百官や富める庶民にして、雑多な部類のもの、中でも百工伎巧（これは各般の技能の持主を示す幅広い言葉である）の徒を乞養しているものが多数あって互に利益を計り合っているだけでなく、自家の勢力にまかせて彼等を官に出任せしめ、或は互に婚を通ずるものもあり、国家社会の秩序を紊乱して憚らないので、度々詔書を發布して禁ずるけれども、容易に弊を矯め得なかつた様子が判る。と同時に百工商賈の類、即ち雑戸と汎称されるもの達が、庶姓であり庶民である農以上のものと通婚するを禁じられ、官に出仕することも許されなかつたのを知るのであろう。<sup>(12)</sup>

としておられる。浜口氏の研究によつて雑戸の実態の解明が大きく進んだが、右は同氏の研究の重要な一部をなすものである。さて、浜口氏が王公百官や富める庶民で雑多な部類のもの、中でも百工伎巧の徒を乞養しているものが多数あつた、としておられる点はまさにその通りであろう。しかし、浜口氏が百工商賈の類を雑戸の汎称とされる点についていうと、さきに述べたように、両者は別のものと考ええる。また、浜口氏が百工商賈即ち雑戸が庶姓であり庶民である農以上のものと通婚するのを禁じられた、としておられる点については、士民は（前引の和平四年十二月壬寅の詔に見えるように）百工伎巧の卑姓と通婚できなかつたが、この民は農工商のことと考えられる。つまり、北魏では（正しい意味での雑戸を含む）「厮役」は士農のほかは工商とも通婚できなかつたのである。いまそのことをとりあげてみよう。

魏書（卷七下）孝文帝紀太和十七年九月の条に、

（戊辰、）又詔、厮養之戸、不得与士民婚。有文武之才、積勞応進者、同庶族例、聽之。

とある。ここには「厮役」が通常士民と通婚できなかつたのが示されている。これは前引の和平四年十二月壬寅の詔の内容と

相応ずるところをもつものである。ここでは「厮役」と士民とが対比されている。周知のように士民の語は古くからあり、(制度上の奴婢のような卑賤のものを除き、独立した戸籍をもつ)人々を総括的に称するものである。この際の士民の士は身分上の士、民は身分上の農工商を指すとすべきである。このように見てくると、「厮役」が農民だけでなく工商とも本来通婚できなかつたのが察せられよう。

なお、右の太和十七年九月戊辰の詔に見える庶族であるが、庶には農を限定的に指すことがある。魏書(卷七下)高祖紀太和十一年十一月の条に、

丁未、詔罷尚方錦繡綾羅之工。四民欲造、任之無禁。其御府衣服金銀珠玉綾羅錦繡、太官雜器、太僕乘具、內庫弓矢、出其大半、班饗百官及京師士庶、下至工商阜隸、逮於六鎮戍士と、各有差。

とある。ここでは百官と士と庶と工と商と阜隸(と六鎮戍士と)を区別している。(百官は官人についていっているものであり、士庶は本来の身分についていっているものである。こうした類の表現は珍らしくない。)それは(四民という形で民が士農工商を指す用法があると同時に、)庶に工商が入らない用法があるのを示している。その庶は農である。庶族の庶は本来こうした意味であろう。ところで、かつて別稿で述べたように職人は士身分でない。それは庶民在官にあたる<sup>(13)</sup>。庶族の庶は本来そのものは農から出ることになる。詔の庶族は制度的に勞を積んで官を上るものであるとすべきであるから、具体的には職人のことを意味しているとすべきであろう。なお、魏書(卷九)孝明帝紀熙平二年八月の条を見ると、

己亥、詔、庶族子弟年未十五、不聽入仕。

とある。この庶族は蓋し右に見た庶族のことであろう。<sup>(14)</sup>このように見てくると、太和十七年九月戊辰の詔は、「厮役」で職人と同じように官界に進んだものは、職人の場合と同じように、士民との通婚ができるとしたものであることになる。

ここで魏書(卷七上)高祖紀上太和五年七月の条に、  
甲戌、班乞養雜戸及戸籍之制五条。

とあるものをとりあげてみよう。この乞養は旧來說かれているように、私家で雜戸を養い持つとか召し抱えるとかいった意味であろう。<sup>(15)</sup>この「乞養雜戸」については、私家が雜戸を乞養するのに何らかの条件をつけたものか、それとも私家が雜戸をもっていたのを否定したのか、といったことが問題となる。ところで、さきに見たところから、北齊に至るまで民間には雜戸が

北朝の下層身分をめぐって

いたことがわかる。そうすると太和五年の「乞養雜戸」は、私家が雜戸を乞養することを禁止したというよりも、むしろそれを乞養するのに向らかの条件をつけたものということになる。その際の雜戸は官の雜戸に準じたもので、私家にあって雑多な役に任じたものの意味となろう。なお、それは戸籍の改訂と関連することもありえる。右に「乞養雜戸」とならんで戸籍の制五条が出ているのは、あるいはこうしたことと関係しているのかも知れない。

### 第三節 「厮役」―雜戸と北魏・北周の政治体制

本節はいままででの考察を若干の点で補足しつつ、「厮役」―雜戸に視点を置いて北魏・北周の政治体制を検討する。

北魏では孝文帝の官制改革があつてのち士人は九流といわれる九品官に就いたが、それは清官であり、(小人である)職人は令史のような九品官に就いたが、それは濁官であつた。また士人の就く九品官は文武官であるが、職人の就く九品官はそれから外されている。これはいわば官制の貴族制的運用である。一方、孝文帝の改革以後にあつても、九品官以上をすべて流(内)とした場合もある。これは官、爵をひきあてにしてその刑罰を除く場合に現われているが、一応天子の支配権力が九品官以上を均質的に把握する、という観点から理解されよう。ちなみに、魏書(卷八十八)明亮伝に、

(前略) 亮進曰、臣本官常侍、是第三清。今授臣勇武。其号至濁。且文武又殊。請更改授。世宗曰、今依劣行賞、不論清濁。卿何得乃復以清濁為辭。亮曰、聖明在上、清濁故分。臣既屬聖明。是以敢啓。世宗曰、九流之内、人咸君子。雖文武号殊、佐治一也。卿何得独欲乖衆、妄相清濁。所請未可。但依前授。…亮乃陳謝而退。

とある。この清、濁は士人の就く官を清とし、職人の就く官を濁とするのではなくて、士人の就く官のうちの清、濁であるが、右の世宗の言は、天子の支配権力が士人の就く九品官以上を均質的に把握しようとする、という線にそつて理解すべきであろう。

この際あわせ考へるべきは、北魏とくにその後期に工商、「厮役」がその身分を上昇していったことである。いまそれをとりあげてみよう。魏書高祖紀上太和元年八月の条を見ると、前引のように、

丙子、詔曰、工商卑隸、各有厥分。而有司縱濫、或染清流。自今戸内有工役者、<sup>(唯止?)</sup>推上本部丞、已下準次而授。若階藉元勳、以勞定国者、不從此例。

とある。右は工商「厮役」が官に就くのを不当なことにするニュアンスをもち、かつそれにもかかわらずそのなかに士人の就く清官に就くものさえもいたのを示している。なお、「戸内有工役」は「戸内有工伎」の誤りで、戸内の房戸に百工伎巧のものがあった場合のことを指していると考えられる。右の後半はそうした戸のうちの百工伎巧であるものの就官について述べているものであるが、それは当時たとえその百工伎巧の身分が低くても、決して賤民の類ではないことが察せられよう。ところで、前引の太和十七年九月戊辰の詔は「厮役」さえも特例的とはいえ官人となりその官人としての官序が職人に同じであった場合のあるのを示している。

つぎに、魏書(巻九)肅宗紀神龜元年正月の条に、

庚辰、詔、以雜役之戸、或冒入清流。所在職人、皆五人相保。無人在保者、奪官還役。

とある。これは雜役の戸<sup>||</sup>雜戸が官人として現実に士人の就くべき清流の九品官に就くことが生じたのを示している。これは否定されるべきであるが、それにしてもこうしたことのあるのはいままでの「厮役」の官界進出の大勢がさらに強くなったのを察せしめる。また、右は当時雜戸が職人の就くべき官には就きえたこと、及び当時の官界にあって職人、白民の出、雜戸の出のグループがあり、そのなかの主導権は当然のこととして職人にあつたということ、を察せしめる。(ここでは白民出身の官界進出はさらに強まったことであろう。)以上のようなことは、巨視的には白民、雜戸<sup>||</sup>「厮役」の政治身分の上昇として理解される。この際改めて注目すべきは、第一節で見た魏書刑罰志から「厮役」も亦良であつたのが察せられることである。北魏の基本的秩序は良賤<sup>||</sup>良奴の制である。その良に「厮役」が入っていることは、北魏王朝が士人、(庶民在官である)職人と白民、「厮役」とを同質的に把握しようとする一面をもっていたのを察せしめる。これは巨視的には貴族制の否定少くとも貴族制の完徹の否定という含みをもつものとして注目に価するが、「厮役」の場合それは独立の戸籍をもつ白民への解放を自ら志向することになる。すでに見たように、北魏の分裂後、そのあとを継いだ北周、東魏・北斉において「厮役」の解放があつたのは、それが必ずしも全部ではないにしても、具体化したのを示している。

ちなみに、魏書食貨志に、

北朝の下層身分をめぐって

北朝の下層身分をめぐって

(A) (太和) 九年、下詔均給天下民田。(B) 諸男夫十五以上受露田四十畝。婦人二十畝。奴婢依良。：諸民年及課、則受田。老免及身没、則還田。奴婢牛随有無以還受。(下略)

とある。(A)は太和九年に国有田を支給しそれを対象に均田制を制定したことを示すものであり、(B)はそれを基本とし、ほぼ太和十四年ごろ旧来の私有田を含めていわゆる均田制を制定したが、それに関する制度を示すものである。<sup>(16)</sup>後者の均田制にあつては当然商工も官司に籍のある「厮役」も白民と同様良として給田を受けたとすべきである。

なお、魏書(卷十九中)任城王澄伝に、

(澄) 又奏利国济民、所宜振举者十条。：八曰、工商世業之戸、復徵租調、無以堪濟。今請免之、使專其業。：靈太后初將從之。後議者不同。乃止。

とある。これは工商が均田制の給田の対象となり、その反面租調を徴されるというしくみになっていたのであるを察せしめるところであろう。思うに、北魏王朝が商工「厮役」をも良として一括しそれに給田をする建て前をとるということは、それらを農に赴かせることと相応ずるが、そうした動きはずでに、魏書孝文帝紀上延興二年四月の条に、前引のように、

庚子、詔、工商雜伎、尽聽赴農。

とあるところに窺われる。

先に見た北魏の二つの相反する流れは、前者は北齊に受け継がれている。北齊において士人の就く九品官が文武官であり、職人の就く九品官がそれから外されているのはそのことを物語っている補(一)。一方、後者は北周に受け継がれているが、いまその点をとりあげてみよう。北周の場合、周知のように官の清濁が否定されているが、それは天子の官界支配の強化として理解することができよう。さて、周礼地官には牧人、牛人がいるが、通典(卷三十九)職官二十一後周官中を見ると、正一命(正一命一命はかつての第九品官に該当する)の地官に典牧、典牛という下士がいる。ところで、第二節で述べたところから、北周ではもはや官司に籍のある旧来の牧戸がいなかったのが考えられる。つまり旧来の牧戸は白民となっていたものと思われるが、かつての彼らの職分に任ずると思われるものが九命の官に入っていることは、油工、石工、紙工などが九命の官に入っているのと同様、北周において天子の支配権力が貴族制をふまえた官制に否定的であり、そうした意味で天子の支配権力の強化が現われているとされよう。<sup>(17)</sup>

このように見てみると、北周は北魏の後期に現われた（農、）工商、「厮役」の官界進出を既存秩序の混乱として処理するのではなく、新たにそれらを取り入れて、貴族制の官界における象徴である官の清濁の別を否定しつつ、天子の一元的支配をうち出した。そうした点でそれはのちの科挙制の出現の第一歩であったとされよう。

なお、隋書（卷二十五）刑法志に、

魏虜西涼之人、没入名為隸戸。魏武入関、隸戸皆在東魏。後裔因之。仍供厮役。建德六年、齊平後、（武）帝欲施輕典於新国。乃詔、凡諸雜戸、悉放為百姓。自是無復雜戸。

とある。右は北齊には北魏のとき以来引続き隸戸がいた。建德六年北周の武帝が北齊を平定したが、武帝は輕典を施そうとし、すべての雜戸を解放して百姓となし、以後雜戸というものがなくなったのを示している。右の記事についてはすでに浜口氏の考察があるが、武帝によって解放された雜戸は、かつて北魏が敵地を占領したときその地の住民の何がしかを帝都その他に移住させ官に隸屬させたもの、北周で犯罪縁坐によって雜戸とされたもの、旧北周の地の民間の雜戸や旧北齊の地の民間の雜戸（など）を主とするのであろう。

さて、周書（卷六）武帝紀下建德六年十一月の条に、

詔、自永熙三年七月已来去年十月以前、東土民被抄略在化内為奴婢者、及平江陵之後、良人没為奴婢者、並宜放免、所在附籍、一同民伍。若旧主人猶須共居、聽留為部曲及客女。

とある。この詔についてはすでに別稿で論じたが、右との関連において若干のことを述べておく。北周の武帝が華北を統一したので輕典を施行しようとして雜戸をすべて解放して白民としたのは建德六年八月のことである。ところで、北魏では（非法の）永代売買、（合法、非合法の）期限附売買によって私家に入ったものをも奴婢といっている。右の奴婢はそれであるが、北魏ではそれを良としている。<sup>20</sup>その奴婢の「解放」によって白民が出現し同時に部曲・客女が出現したわけであるが、もともとそれは良である。またその新白民（良）と部曲・客女との両者に基本的な身分上の違いがある筈はない。このように見てみると、その部曲・客女は自ら良ということになるう。

ちなみに、すでに浜口氏が唐律疏議を引いて論証しておられるように、唐時代農も商、工もともに庶人であり、農以上と工商との通婚も律の禁止条項となっていない。それにもかかわらず、旧唐書（卷四十八）食貨志上に、

北朝の下層身分をめぐって



北朝の下層身分をめぐって

武徳七年、始定律令。…士農工商四人各業。…工商雜類、不得預於士伍。

とあり、冊府元龜（卷百五十九）帝王部革弊一に、

永隆二年正月丁亥、帝以頻年饑饉、百姓匱乏、召雍州長史李義琛及万年等四県令、謂曰、…又庶人之徒、商賈雜類、競為厚葬、違越礼度。

とある。このように商、工を雜類とすることは前代において何らかの意味で（士、）庶に対し商、工を雜としたことが形骸化して残っていたのを予測させる。ここで魏書（卷九十七）烏夷劉裕伝を見ると、

是歳、凡諸郡士族、婚官點雜者、悉黜為將吏、而人情驚怨、並不服役、逃竄山湖、聚為寇盜。侍中沈懷文苦諫不納。

とある。宋書（卷八十二）沈懷文伝にもこれと同じようなことをのせている。資治通鑑（卷百二十九）宋孝武帝紀大明五年の条には、それらをふまえて「是歳、詔、士族雜婚者…」としており、胡三省はこれに「雜婚、謂与工商雜戸為婚。」と注して

いる。孝武帝の大明年間は士庶の区別が大いに崩れたときで峻厳な孝武帝はそのひきしめに努力していたと考えられる。それは自ら士人中心のもので、庶が士に入るのを防ぐという形をとるべきである。右の劉裕伝はそうした観点から見れば、士人層が農以下と通婚したり、卑官に就いたりしたものに對する処置として考えるが穩当であろう。つまり、その士族が結婚と官序とにおいて點雜であるとされているのは、士族であるにもかかわらず零落して、庶人在官を含む非士族（ナド）小人と通婚したりそれらの進むべき官序を歩いたりしているのを指しているときれよう。そこにはあるいは、士族だけを「正」としてそれより下のものを雜とする理解が存在していたのかも知れない。もしそうであるとすれば、その線を一つ下げ士と（広義の）農（理念上、庶人在官がこれから出るとすることが可能である）とを「正」とし、工商以下を雜とする理解の存在していたことも全く推測できないわけではない。しかし、何れにしても右の胡三省の解釈は誤りである。<sup>(2)</sup>

## むすび

本稿で述べたこと、述べようとしたことはほぼつぎの通りである。

(一)士人と九品官に就くべき職人とは、第と出身(九品官起家の意味)とをもっていた。

(二)そのもつ第によって出身の九品官に違いがあったが、職人は九品官の下の流外に起家するだけに現に流外にある職人は第、出身をもっていなかった。

(三)北魏では特例的に、白民(農工商)が第に依る出身、という資格を与えられ、「厮役」が出身を与えられることが生じた。  
(四)浜口氏が説かれるように雑戸の語は五胡のころから存在し、はじめは雑多な種族、部族、夷類などの意味で使用されていた。のち)北魏では官にあって雑役にあたる戸を雑戸といった。これは官に戸籍のあるものであるが、これに類したものに百工伎巧の戸、牧戸、楽戸などがあった。(これらを総称して本稿では「厮役」といったが、当時の厮役にその用法がある。)

(五)四民のうちの)工商は「厮役」とは別の存在である。

(六)かかつての「厮役」は北魏分裂後の西魏、北周系統でも、東魏、北齊系統でも、かなり大幅に解放されて編戸||白民となつて行った。そのため、「厮役」は捕虜、犯罪縁坐者からなるようになった。

(七)民間にも私家に雑戸、その類がいた。北周では北齊を滅ぼしてのち、建徳六年旧来の官と民間との雑戸をすべて解放した。(かかつて認められて民間の私家にいた百工伎巧がもしこのときまで存在していたとすれば、同時に廃止されたであろう。)

(八)北魏において一部の白民や「厮役」が特例的とはいえず、出身・第による出身を認められるといったことは、旧来の秩序を混乱させるものとしてではなく、新しい天子の支配権力強化―貴族制否定、の萌芽といった線で理解すべきである。

(九)北周では官界にあって官の清濁を認めず、かかつての「厮役」の職分であったものを九命の官に入れるといったことをしているが、これは貴族制否定の方向において理解される。

(十)かかつて「厮役」(捕虜、犯罪縁坐者を除く)は良であった。北朝では本来編戸で私家に入って奴婢とされていたものも良であった。建徳六年後者は白民あるいは部曲・客女とされたが、前者はもちろんのこと、後者も亦良であるとすべきである。

北朝の下層身分をめぐって

注

- (1) 拙稿、「晋南北朝の流、職掌、胥について」（以下、「前稿という」）（法制史研究21）参照。
- (2) 宮崎市定氏、『九品官人法の研究』第二編第五章「北朝の官制と選挙制度」参照。
- (3) 「前稿」参照。
- (4) 浜口重国氏、『唐王朝の賤人制度』本篇第五章「官賤人の由来についての研究」（以下、「浜口氏論文」という）参照。
- (5) 前掲、「北朝の官制と選挙制度」参照。
- (6) 「浜口氏論文」参照。
- (7) 堀敏一氏、『均田制の研究』第三篇第七章「中国古代における良賤制の展開」参照。
- (8) 拙稿、「北朝の丁兵制について」（東方学第三十二輯）参照。
- (9)・(10)・(11)・(12) 「浜口氏論文」参照。
- (13) 「前稿」参照。
- (14) 唐書柳沖伝に、  
漢高帝興、徒歩有天下。命官以賢。詔、爵以功。誓曰、非劉氏王、無功侯者、天下共誅之。先王公卿之胄、才則用、不才棄之、不弁士与庶族。然則始尚官矣。  
とある。この庶姓は士人に対するものであるが、本稿で見たのとやズレている。
- (15) 「浜口氏論文」参照。
- (16) 拙稿、「北魏の均田制をめぐる」（史淵第百八輯）・「漢六朝史の理解をめぐる」（九州大学東洋史論集5）参照。
- (17) 前掲、「漢六朝史の理解をめぐる」参照。
- (18) 「浜口氏論文」参照。
- (19) 「前稿」参照。

(20)拙稿、「六朝の良、賤をめぐって」(未発表)

(21)「浜口氏論文」参照。

(22)孝武帝の政策については、拙著、『魏晉南朝の政治と社会』で若干ふれた。

(23)本稿では唐時代の雑戸などの考察は行はなかった。そうしたことは稿を改めて論ずる。

補(1)ただし、東魏・北齊の「厮役」の解放は、その貴族制が完徹すべくもないのを示唆する。

### 余白録

中国では散楽つまり百戲は漢時代それなりに一応完成した。のち南北朝では南北別個に発達し隋時代融合している。

(以後のことは省略) 現在その後身は雑技(台湾では特技)とよばれる。漢時代のいわゆる八形式(海根才氏による)は、東アジア全体を通じて見た際、職業的芸人の演ずるものなかに一応残っているといえよう。しかしどこかの国で一堂で見るといったことはできない。日本のサーカスでは爬竿、舞磔、馬背戲の類が見られる。(寄席の色物などのなかに、かつて中国から日本に入りその内容は漢時代のものに限られない、古くはクグツ、比較的近くは大道芸人などによってみがかげられたものが残っている。)かつてその社会身分は低かったであろう(ただし、六朝は往々下層の編戸)が、東アジアでは、現在も、中華人民共和国と日本とを除いて、よくないといえよう。芸人養成のしかたは社会主義体制の国家とそうではない国家とで違うが、技術の点で甲乙はない。後者の国の場合、筆者が東アジアの某国の某団で調べたところでは、(ヨーロッパのような)代々の芸人(西洋系の芸の芸人を含む)はなく、その供給源は、団長に、貧困のため一定期間親がはずけた(事実上は売った?)ものと、母子家庭で母親が再婚するためにあずけたものと、十才を過ぎた孤児が生活のため自ら希望して入ったもののが一般的であった。第一の際授受の金額はさまざまであり、第二の場合通常金銭の授受はない。そのとき団長は、『最近は一 generally 技術が低下している。それは時代が変わったからである。(ほぼ十五年ぐらい前まで)稽古をよくやらぬものは撲ったり食事をやらなかったりした。そうすると芸をよくはげんだ。しかし現在撲ったりするとワァワァ泣くし警察にいらたりするので、どうにもならない。』と話していた。日本の某サーカスの団長婦人(その芸は世界一流)も、『私たちが芸を習ったときは、親が稽古台(師匠のこと)であつても、他人の子と区別せずに厳しくされたし、またひまさえあれば自分で積極的に練習をした。しかし、最近では芸のことで団員をとかくいうと、その場はだまっているが、あとでかえって具合が悪い。』と話していた。まさに時代が変わりつつあるのであろう。

(越智)